

広島県水道広域連合企業団告示第6号

地方公務員法第58条の2及び広島県水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定により、広島県水道広域連合企業団職員の給与、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表する。

令和6年9月30日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯崎 英彦

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区分	令和5年
職員数	323人 [370人]

注1) 職員数は、一般職に属する職員の数。

2) []内は、条例定数。

3) 会計年度任用職員は含まない。

(2) 構成団体ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

構成団体	職員数	構成比
竹原市	10人	3.10%
三原市	38人	11.76%
府中市	14人	4.33%
三次市	10人	3.10%
庄原市	13人	4.02%
東広島市	43人	13.31%
廿日市市	26人	8.05%
安芸高田市	9人	2.79%
江田島市	13人	4.02%
熊野町	8人	2.48%
北広島町	6人	1.86%
大崎上島町	3人	0.93%
世羅町	9人	2.79%

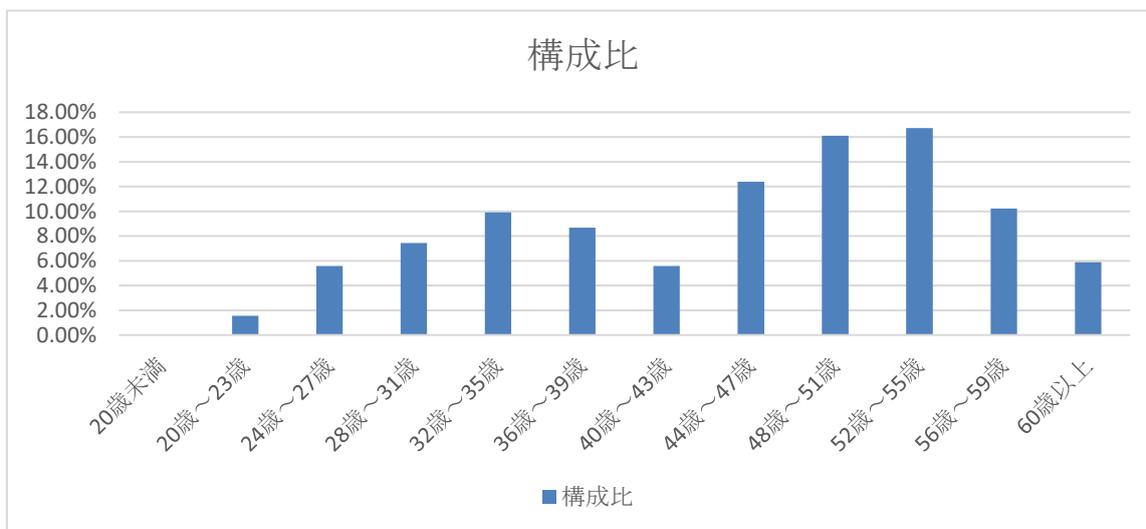
神石高原町	5人	1.55%
広島県	116人	35.91%
合計	323人	100.00%

注) 構成比の数値は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、個々の集計、値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。

(3) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	18人	24人	32人	28人	18人	40人	52人	54人	33人	19人	323人
構成比	0.00%	1.55%	5.57%	7.43%	9.91%	8.67%	5.57%	12.38%	16.10%	16.72%	10.22%	5.88%	100%

注) 構成比の数値は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、個々の集計、値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。



(4) 級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	事務局長	1人	0.31%
6級	経営部長 技術部長	2人	0.62%
5級	本部課長 事務所長	21人	6.50%
4級	センター長	34人	10.53%

	地方機関の次長 地方機関の課長、事業所長又は担当課長 参事又は課長代理		
3級	主査又は係長	147 人	45.51 %
2級	主任	90 人	27.86 %
1級	主事又は技師	28 人	8.67 %
計		323 人	100.00 %

注1) 広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程に基づく職務の級による職員数。

2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名。

3) 構成比の数値は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、個々の集計、値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法では、職員の執務について定期的に人事評価を行い、人事評価を任用や給与など人事管理の基礎として活用するものとされている。

令和5年度は、広島県水道広域連合企業団（以下、「水道企業団」という。）では次の内容で実施した。

評価期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

評価対象者 水道企業団に在職する一般職員（再任用等職員を含む。事務局長は除く。）

評価項目 [目標申告・成果評価] あらかじめ設定した業務目標の達成度を評価
[能力評価] 業務目標に取り組む職務遂行過程で発揮される能力の程度を評価

3 職員の給与の状況

(1) 職員の給与費の状況

総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A
千円	千円	千円	%
28,717,763	3,115,404	1,943,369	6.77

注1) 金額は決算見込み額（税抜）ベース。

2) 総費用は収益的支出のうち、損益計算書の営業費用と営業外費用との合計額。

3) 職員給与費は収益的支出のうち、法定福利費（共済組合負担金等）を含めた額で、退職給付費、賞与引当金繰入額を含まない。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

平均年齢	基本給	平均月収額
46.0 歳	358,271円	545,008円

注1) 一般職員を対象とし、平均年齢は令和5年4月1日時点、金額は決算見込み額（税抜）ベース。

2) 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額で、年度途中の長期休職者・育児休業者等を除く。

3) 平均月収額は、期末手当・勤勉手当等を含み、年度途中の長期休職者・育児休業者等を除く。

(3) 職員の手当の状況

手当名	支給実績（令和5年度決算見込み）
扶養手当	31,365千円
地域手当	38,435千円
住居手当	16,903千円
期末手当及び勤勉手当	308,545千円
管理職手当	24,440千円
管理職特別勤務手当	329千円
特殊勤務手当	576千円
通勤手当	27,455千円
時間外勤務手当	58,238千円

(4) 特別職の報酬等の状況

区分		給料額等
給料	企業長	年額 60,000円
	副企業長	月額 670,000円
報酬	議長	年額 60,000円
	副議長	年額 54,000円
	議員	年額 42,000円
	監査委員	年額 1,200,000円
期末手当	副企業長	(令和5年度支給割合) 2.710月分

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和5年4月1日現在）

区分	勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
月曜日から 金曜日まで	1日につき7時間45分 1週間につき38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況

職員1人当たりの月平均 時間外勤務時間数
9.4時間

注) 短時間再任用職員等は含まない。

(3) 年次有給休暇の取得状況

職員1人当たりの 平均取得日数	取得率
16.4日	82.0%

注) 取得率＝平均取得日数÷20日

5 職員の休業に関する状況

育児休業	部分休業	自己啓発等休業	配偶者同行休業	高齢者部分休業
13人	1人	0人	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
令和5年度	0人	0人	2人	0人

注) 分限処分は、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行われる処分で、公務能率の維持を目的としてなされる。

(2) 懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
令和5年度	0人	0人	0人	0人

注) 懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる。

7 職員の服務の状況

水道企業団の職員には、服務に関する様々な規程が適用され、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限などが課されている。ただし、職務の公正を害する恐れがないなど一定の基準を満たす場合に、例外的に企業長の許可を得て、限定的に営利企業等に従事することができ、令和5年度の許可の状況は以下のとおり。

営利企業等の従事許可件数
14件

8 職員の退職管理の状況

退職管理の適正を確保するため、営利企業等に再就職した職員による現職職員への依頼等を規制する改正地方公務員法が平成28年4月1日に施行された。

令和5年度において、水道企業団における退職管理の対象となる職員はいない。

なお、水道企業団の一般職員は、地方自治法第292条において準用する同法第25条の17第1項の規定により、水道企業団の構成団体である広島県内の地方公共団体から派遣されており、退職管理については、それぞれの派遣元団体の規程に基づき、派遣元団体が実施している。

9 職員の研修の状況

水道企業団では、職員の資質の向上、専門的知識の習得及び資格の取得支援を目的として、水道企業団が実施する初級研修（現地・座学）や外部機関が実施する技術研修等に参加している。

このほか、水道企業団の一般職員は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定により、水道企業団の構成団体である広島県内の地方公共団体から派遣されており、それぞれの派遣元団体の規程に基づいて実施される研修も受講している。

実施主体	実施日	研修内容
水道企業団	R5.6.19	座学研修（水道企業団の概要、予算、公営企業会計の基礎知識、危機対策について）
	R5.6.20	現地研修（浄水場、調整池見学）
外部機関	R5.4～R6.3	水道技術・事務研修（水質、機械、電気、管路、簿記、経営管理等）
構成団体	R5.4～R6.3	階層別研修（初任者、中堅、監督者、管理者研修）等

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）福利厚生制度

令和5年度において、水道企業団の一般職員は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定により、水道企業団の構成団体である広島県内の地方公共団体から派遣されており、短期給付（医療関係等）、長期給付（年金関係）事業等の福祉及厚生については、それぞれの派遣元団体の規程に基づき、派遣元団体が実施している。

(2) 公務災害補償制度

地方公務員法及び地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上の災害又は通勤による災害によって生じた負傷・疾病等に対し、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われる。

令和5年度の公務災害及び通勤災害の認定状況は、以下のとおり。

区 分	認定件数		
	負傷	疾病	計
公務災害	5 件	0 件	5 件
通勤災害	1 件	0 件	1 件
計	6 件	0 件	6 件

(3) 労働安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、事業所ごとに必要な安全衛生委員会、衛生委員会及び安全衛生会議を設置し、職員の安全と健康の確保や快適な職場環境の形成に努めている。

また、職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、一般職員等を対象とした定期健康診断及びストレスチェック並びに浄水施設維持管理業務等に従事する職員を対象とした特殊健康診断を実施している。